

農家経済の経営・農外・家計分離に関する 簿記的取扱いについて

桂 利 夫

1 は し が き

一般に農業簿記という場合には、農業経営のみならず、農外部門および家計経済面をも包括する農家経済全体を把握対象とするものとされてきたし、また既刊の農家簿記様式も殆んどそうであった。従来からの家族経営では、未だ企業的性格をもたない小商工業者の場合と同様に、所得経済面における所得獲得活動の成果を「農家所得」としてつかみ、他方、家計経済面における消費行為の結果から「家計費」ととらえ、その結果、両者の差額としての「農家経済余剰」すなわち農家の自己資本の純蓄積額を把握してきたものである。このように農家の経済活動を一つの経済単位として取扱い、その最終成果を求めようとしたものである。したがって農家経済の会計処理に当っては、擬制的な取扱いを伴う経済単位の分離を取て行う必要がなかったわけである。

しかしながら近年、農業生産の専門化、経営規模の拡大、資本財装備の近代化等によって経営構造は次第に充実されてきており、それらが法人化段階まで進んでいないにしても、農業経営の把握に当って経営と家計を分離した独立的な会計を要請されるようになった。また、農家経済の取引件数の膨張に伴い、あるいは家族間における記帳作業の分担等から、従来の農家簿記を農業経営簿記（または所得経済簿記）と家計簿とに分離することが望ましいとする農家が一部にみられるようになってきた。

この分離に伴う採用簿記は、後に展開する両者の家計費の取扱い方法等によって、適した簿記様式を選択することができようし、また記帳担当面では、農業経営簿記を経営主が、家計簿を主婦が担当するというように、比較的容易に分離することができる。しかしながら、分離された会計単位の経済事象の把握方法は、その分離の方法や把握の目的等から必ずしも明確ではなく、記帳上の混乱を招き易い。また農業経営から家計経済面へ仕向けられる現金および現物支給の取扱い方法などにも問題が残されている。

本稿では、先ず農家経済を構成する会計単位の分離方法と、これら会計単位間で行われる家計費の引出しについて実務的な側面から考察しようとするものである。

2 分離の方法とその問題点

ここに言う分離とは、両者が渾然一体となって営まれる農家経済を、所得経済面と家計経済面との二つの会計単位に分離しようとするものであるが、この場合、二つの会計単位を合計することにより、農家経済の全貌が把握できるような分離の方法を指すのであって、農業経営簿記または生産部門簿記のように、農家経済の一部だけを取り出しこれだけを把握対象とするものではない。

まず、分離の対象となる農家経済のとらえ方を自計式農家経済簿について述べておこう。自計式農家経済簿では、未分離な農家経済を便宜的に区分して、一方には農業および農外からの所得を獲得する所得経済面と、他方には消費生活を営む家計経済面を想定する。そして、所得経済面で獲得した農家所得の中から、必要家計費をその都度家計経済面へ引出し、残余はそのまま所得経済面に農家経済余剰として蓄積されることになる。このような把握方法の下では、農業経営成果の直接的把握はできないので、農業経営だけを独立した経済単位とみなす場合の農業経営計算は、上記農家経済決算終了後、拡張加工計算の過程で行なわざるを得ないことは周知のとおりである。このような農家経済の把握方法は、自計式農家経済簿に限らず一般の農業簿記にもひろく採用されている方法である。

ではこのような農家の経済構造の下では、所得経済面（または農業経営）と家計経済面とに分離しようとする場合に、どのような分離の方法があり、それらがどのような特徴をもつものかを検討してみよう。農家経済は通常次の(1)または(2)型に分離され、(1)型はさらに家計費の引出しの取扱い上(a)および(b)型に区分されよう。

- (1) 所得経済面と家計経済面とに分離。
 - a) 家計経済面において家計用財産および家計所得を認めない。
 - b) 家計経済面において家計用財産および家計所得を認める。
- (2) 農業経営と農外部門・家計経済面とに分離。

以下、これらの内容を検討してみる。

- 1) 所得経済面と家計経済面とに分離
 - a) 家計経済面において家計用財産および家計所得を認めない

この方法は、さきに述べた自計式農家経済簿の把握方法に基づいて分離したものである。所得経済面には、農業経営および農外部門に関係する資産・負債・資本、すなわち農家の全財産がここに含められ管理されることとなる。取引内容は、所得経済面において財産の交替取引（財産的収入・支出）や財産の増減を引起す損益取引（所得的収入・支出）が記録され、また家計費は、費用として取扱われずに、所得経済面で獲得した所得の中から減資的な扱いの下で家計経済面へ引出される。他方家計経済面においては、家計における必要額を支出の都度、

あるいは一定金額を前渡金として所得経済面から引出し、家計費だけを対象に家計簿に記録することになる。したがって家計経済面では、通常家計費以外の支出は認められないから（相手方経済の支出行為がある場合は仮払い金として後に清算）、預貯金等の家計財産の蓄積は伴わないし、また家計簿における残高についても所得経済からの前渡金（借入金）であるから家計所有の財産ではない。このように家計経済面では、家計固有の資産・負債・資本等は一切認められず、したがってまた、家計所得なるものも認めない。

家計引出しの方法は、上記のように支払の都度引出す方法と前渡金で引出す方法との二方法があるが、通常小口現金での前渡制度が採用されよう。この方法は家計経済面が年度始めに一定金額を所得経済面より前受け金として借受け、以降、月ごとに過ぐる一カ月間の家計支出総額を計算し、これを所得経済面から家計費（減資）として引出す。このように支出総額を月ごとに補填し一定金額になるようにする方法である。この方法では、所得経済面からの引出金と家計費は一致し、家計費は引出金の支出明細を示す補助簿的役割を果たすことになる。

この分離方法のねらいは、直接的に農業経営成果の把握を必要としない場合には、擬制的配分を伴う農業・農外分離を避けて所得経済として一体化し、農家の所得的な成果を一括して把握することであり、さらに所得経済面からの引出金と家計費が一致することから、仮りに家計経済面の記録がなくとも農家経済全体の成果を把握することができる。そしてこの分離方法は一般に普及している単式簿記の決算方法を基礎にしたものであるから採用は容易であろうと思われる。

2) 所得経済面と家計経済面とに分離

b) 家計経済面において家計用財産および家計所得を認める

所得経済面と家計経済面との分離の考え方は1)の場合と全く同様である。しかし前者の家計費引出し方法が、必要額に応じて家計経済面に引出されたものであるのに対し、ここでは月々一定金額の家計費を月給制のごとく家計経済面に引出し、その現金処理の一切を家計経済面担当の主婦に一任し、期末の清算を行なわない場合である。この方法は家庭における主婦の立場を重んじた方法であって、a)の方法が経済の機能的分離方法であるのに対し、b)は管理者による属人的分離方法にも似た性格をもつ。

この一定金額引出し方法のa)の場合と異なる点は、前者では所得経済面からの引出金を家計経済面において完全に使い切り、残金は残さなかったのに対し、この場合の引出し方法では、引出金の家計費用に全額使い切られるものではなく、引出し金額よりも支出金額が少なければ家計経済面において残余を生じることとなる。その結果、家計経済面にも蓄積（家計所有財産）がみられるようになり、他方これら所有財産が生み出す家計的所得が発生する。すなわち、属人的分離による家計経済面は一般に主婦が管理を担当する関係から、以上の他にも家族の生命

保険の支払いや少額の各種積立貯金など家計的な財産的取引が行われ、また収入面においても、上記財産利用収入ばかりでなく、祝金・香典などの被贈現金等も家計経済面が受取の場合が多く、一般労働者の家計経済と類似した経済構造になるであろう。このことは、a) が家計経済面を所得経済面の従属的なものとして位置づけられたものであったのに対し、ここでは主体性をもつ家計経済面を想定することになる。

しかしながら、この分離方法は、従来からの農家経済の把握概念からみれば問題がある。それは家計経済面に家計所有の財産や家計的所得的収入を認めるか否かが問われるもので、例えば従来の自計式農家経済簿記からみれば、家計経済面は消費行為のみ行う経済面として位置づけられており、家計所有財産および家計的所得収入を認めないという認識のうえに立つからである。しかし反面、経済単位を分離を行う以上、現実そこから派生する経済事象を如実に把握するものとして意義あるものとも考えられる。

したがって、もし、家計経済面において家計用財産および家計所得を認めないならば、家計経済面で把握された取引のうち所得経済面の把握領域に関する取引を悉く所得経済面に振替えるか、両者の簿記を合冊のうえ、所得経済面においてすべての農家財産および所得が把握されるような方法を構建しなければならない。他方もし労働者家計経済のように、この取扱い方法を認めるならば、農家経済は所得獲得を主体とする所得経済と、消費を主体とする家計経済とから成り、それぞれが独立した会計単位として経済決算がなされよう。また両者の経済成果を合併することによって、農家経済全体の成果を把握することができる。

さて、この一定金額引出し方法は、所得経済面と家計経済面の分離に際し、最も適切かつ簡便な方法と考えられがちであるが、実務的にどのような決算処理をなすべきかを、十分に検討してかからねばならない。

3) 農業経営と農外部門・家計経済面とに分離

この分離方法は、農家の所得経済面の中から、農業経営だけを分離独立させ、残る農外部門と家計経済面とを併せて一つの会計単位とみなすものである。この方法を採用する主たるねらいは、農業経営を特に重視し、農外要素の混在しない農業経営成果を直接的に把握すること、あるいは、農業所得の青色申告に際して農業以外の損益や家計費を明確に区分するためのものである。この際除外される農外部門を農業経営と同様に独立した会計単位として扱うことも不可能ではないが、一般農家の場合にはむしろ家計経済面と合体させ、さきに述べた一般労働者の家計経済と同様に扱うことが望ましい。

この分離方法を採用するに当たってまず重要な事柄は、従来、農家経済が所有する資産・負債および資本を、農業経営と農外・家計経済面へ分離しなければならないことである。この分離方法について以下簡単に考察しておきたい。

農家の所有する資産のうち、固定資産および流動資産(棚卸資産)などの具体財については、両経済の時間的、空間的使用割合や生産対象に結び付けて分割することは比較的容易である。しかし準現金など流通資産については、いわば農家経済全体の共有財産であり、この中から農業経営の所有部分を分離することは困難な場合が多い。現在農業経営と直接かかわり合いを特にもたない資産、例えば貸付金・定期貯金あるいは株式投資等でも、元来農業経営が生み出した蓄積分に他ならず、これら資産を農業経営純利益の経営内部保留的な資産とみるか、あるいは純利益から農外へ引出された分配金からの蓄積分とみるかは明確に区分し難いからである。したがって、これらを分割しようとする場合には、農業経営成果の利用目的や取引との関連において区分する他はなく、例えば農協の当座貯金や営農貯金に類するもの。農産物の売掛金や未収入金、農協出資金、資産再調達準備貯金等の農業経営に直接関係する資産が、農業経営資産として取扱われることになるであろう。企業的農業経営の分析や青色申告のための農業生産所得を算出するためには、これら直接関係のある資産に止め、その他の預貯金類、貸付金、有価証券類、保険金等は農外・家計経済面に含ませることが適当であろう。

また負債についても、借入名目の如何にかかわらず流通資産と同様に分離し難く、特に財布を一にする場合には不可分のものとされてきた。しかし経済単位の分離については財布の分離が行われる以上、負債の分離もまた必要となり、借入資金の名目や負債発生の原因等によって農業経営分を明確にしなければならない。

つぎに、農業経営から農外・家計経済面への現金の引出し方法について考えてみよう。この場合、農業経営をどのような経営体と想定するか、あるいは経営主体をどう位置づけるかによって引出し方法は変わってくるであろう。例えば経営主は両経済の管理者であり、出資者であり、また労働者である関係から、引出し方法および引出し額はそれぞれの立場で異なるものであるが、通常次の四類型が考えられる。

- (1) 家計費として
- (2) 家族労賃として
- (3) 家族労賃と投下資本に対する用役費として
- (4) 農業純利益の分配額として

(1) 家計費としての引出し方法は、事業主の家計経済へその必要額だけを当該年度農業純利益(農業所得)の中から支払うものであって、農業経営にとっては、費用としての支出ではなく減資として扱われるべきものである。この場合の残余はすべて農業経営資本に蓄積される。

(2) 家族労賃としての引出し方法は、家族労働日数に応じて家族労賃分を見積り、これを経営費に計上して農外・家計経済面に引出す方法である。但しこの方法は、法人組織をもつ場合に適用される方法であって、個別経営では特定の目的(例えば青色申告の場合の青色専従者や事業主の給与制など)をもつ場合を除き、家族労賃を費用に計上することはない。

(3) 家族労働と投下資本に対する用役費としての引出し方法は、企業的経済決算に基づく経営要素効率の計測等を行おうとする場合に試みられる方法である。但しこの方法は引出額の算定に用いられるものであって、支払い費用として計上されるものではない。実際の引出しは(1)の場合と同様に減資の扱いをする。

(4) 農業純収益の分配額としての引出し方法は、2)-b)の項で述べたように、月々一定金額を家計に引出したり、農業外事業投資のために、その必要資金を農業経営から適宜引出す場合の方法で、特に算出根拠をもたない引出しに適用されよう。なお引出しに際しては減資の扱いをする。

以上のとおりであるが、ここで重要なことは、性格を異にする二つの経済単位から構成されている農家経済（または経営者）にとって、どちらの経済単位により多くの資本蓄積を計るかということである。例えば、農企業の規模拡大を目指す場合には、相応の純利益を経営内部に保留しなければならず、(1)の方法が最適と考えられようし、農外への資本投資や貸付けを目指す場合には、剰余金はできるだけ農外・家計経済面へ振替えることが必要であって、(4)の方法が最適と考えられる。また機能的にみて経営主を労働者および資本出資者としての立場からは(3)においてより大きい報酬を求めるであろうし、また青色申告の場合の青色専従者の給与や事業主月給制をとる場合には、(2)あるいは(1)と(2)の組合せ方式がふさわしい。以上のように、分離の目的や経営主の管理的判断によって、(1)から(4)の中からより適した引出し方法が決定されるであろう。なお、いずれの方法を採用するにしても、両者から得られる資本蓄積額（農家経済余剰）には変りはない。

3 相手方経済面の取引計上とその修正

農家経済が前述のように二つの経済単位に分離され、それぞれの把握領域が明確にされた以上、相手方経済面の取引は本来扱うべきものではない。しかしながら、農家の財布はもともと所得経済面と家計経済面とに分離されていなかったし、また、どちらの財布から相手方経済面の費用を支払っても、両者の利害は最終的には同一経営主に帰属するという安易な考えから、分離後においても相手方経済面の費用を支払ったり、収益を受け取る取引がしばしばみられる。またこのことは、外部経済との取引上、あるいは財布管理の立場から相手方経済面の費用を支払わねばならないことしばしばおこり得るわけである。それらの内容をみておこう。

1) 外部経済との取引から記録されるもの

農家の財布は分離されたけれども、外部経済との取引は依然として未分離な農家経済としておこなわれるために発生するものである。例えば、農業経営が所有する農協当座貯金を利用して振替払いや振込みがおこなわれる。振替払いでは農外・家計用品の購入、建物更生共済、農

協生命共済などの支払いがみられ、振込みでは農協役員手当とか農協共販による林産物収入等が稀にみられる。これらの取引はいずれも資産(農協貯金)の増減をひき起すものであるから、たとえ他経済のものであっても貯金の収入・支出と相手方経済に対する貸借の発生とみて記録しなければならず、期末において一括して相手方経済の該当種目に振替える。

また共通経費の支払いについては、両経済面共にみられるが、農業経営が主に支払うものに固定資産税や自動車税などがあり、他方、農外・家計経済面が主として支払うものに水道料、ガス・電気代、電話料金などがある。これらの共通経費は支払時において両経済への分離が困難であったり、仮りに分離が可能であっても財布管理の面から、一括して記入せざるを得ない場合が多い。したがってこれら費用は、期末において相手方経済面の負担額を計算し、これを相手方経済面の該当種目へ振替えて清算せねばならない。

2) 財布管理の立場から記録されるもの

農家経済が二つの経済単位に分離された場合に、家計経済面は主婦が担当し、その財布を管理することになる。この場合、経済単位の如何にかかわらず従来からの慣習から主婦の買物または支払領域が存在することがある。例えば農業経営用品の中でも少額の作業用被服、種苗、小機具、新聞代等が家計経済面の財布の中から購入されたり、また前述した水道料金、ガス・電気代、電話料金等の共通費も一般に家計から支払われる場合が多い。

これら支払費用の中でも現金払いのものについては、支払いの都度両者の帳簿にそれぞれ記帳することが望ましいことは言うまでもない。しかし現実には、記帳そのものは容易であっても、両経済からの二つの財布(うち一つは他人管理)から引出されねばならない現金支払いが、面倒であるのみならず不可能な場合もあって、相手方経済面の取引をも計上せねばならないのが実情であるように思われる。

以上のような農家の実態からみて、経済単位分離後においても相手方経済面の取引計上はかなり発生するものであるし、また以上の現金取引の他にも農産物の家計仕向けや、雇用人に対するまかない支給等が存在するなど、両経済単位間の貸借はかなり複雑なものがある。そしてこの問題は農家経済の分離を試みるうえで避けられるものではなく、したがって、これら清算のための振替記入はどのようにすべきか、またそのための帳簿様式はどうあるべきか、等をも経済単位分離実行に当っては充分考慮されねばならない。

4 複式簿記における家計費の考察

農家経済分離論は複式簿記利用の立場から提唱される場合が多い。それは先にも述べたように、農業の企業的把握のためには、農外・家計経済面を明確に区別しなくてはならないのが大きな理由かと思われる。しかしよく考えてみると、複式簿記の分離論は、前述してきたような

農家経済全体の把握を前提とした分離論ではなく、むしろ農業経営だけを独立した会計単位として把握するための分離論であるように思われる。農業の複式簿記に関する図書、論文は数多いが、家計経済面は農業経営にとって単なる減資の一対象として取扱われているに過ぎず、農業経営以外の農外部門や家計経済面の位置づけ、あるいは農家経済全体の把握に言及しているものはあまりみうけられない。このことは複式農業簿記に限らず商業簿記においても同様であり「事業主家計への引出」として1～2行で片付けているに過ぎない。

複式簿記における分離の問題は、家計費をどのような取扱いの下で引出すかということになろう。この家計費の処理問題については、既に松沢盛茂氏「複式農業簿記における家計費の取扱いについて（農林業問題研究、第28号）」および加用信文氏「農業複式簿記の理論的構造（農村研究、第37号）」によって理論的に考察されているとおりであるが、松沢教授は上記論文の中で家計費引出し方法として次のような三類型を示されている。

- (1) 家計費勘定という名称で損益勘定（V系列）として処理するもの。
- (2) 家計引出金あるいは単に家計勘定などという名称で資本勘定（K系列）として処理するもの。
- (3) 家計前渡金勘定などの名称で資産勘定（A系列）として処理するもの。

この三類型のうちどの処理方法を用うかは、複式農業簿記を手掛ける場合誰しもが戸惑う問題である。しかし三類型のいずれもが理論的な誤りをおかしていなければ、実務的内容や把握目的によってそれぞれ使い分けがあるようにも思われる。以下その点について簡単に考察しておきたい。なお三類型のうち(1)類型については、本稿の目的とする経済分離の対象とはならないので除外する。

1) 資本系列に含ませる方法

法人組織を持たない一般個人企業において用いられる方法であって、企業体から家計費を引出したり、企業主が私的用途に現金を引出す場合には資本の減少として取扱う。この場合、家計費等の引出しが度々おこなわれると資本勘定が複雑になるので、これを避けるためあるいは引出総額を把握するために、資本勘定の相殺勘定である引出金勘定（例えば経営主家計勘定）を設けてこれに借記し、期末において資本金勘定に振替える。以上のようにして家計費が引出される方法である。

この方法は農業簿記においても一般に採用されており、農業経営の財務的把握を行う場合には、家計費がどのような形態で引出されようとも、また農業から農業以外の事業に資金が引出される場合にも最も適した方法と思われる。

この場合、農業経営から家計経済面（または農外・家計経済面）への現金および生産現物の引出しは次のようにして処理される。

農業計算学研究 第9号

現金……(経営主家計) ××× (現金) ×××
 生産現物……(経営主家計) ××× (生産物収益) ×××
 また農業経営の経費を家計経済面が支払った場合の清算記入は
 (経 営 費) ××× (経営主家計) ×××

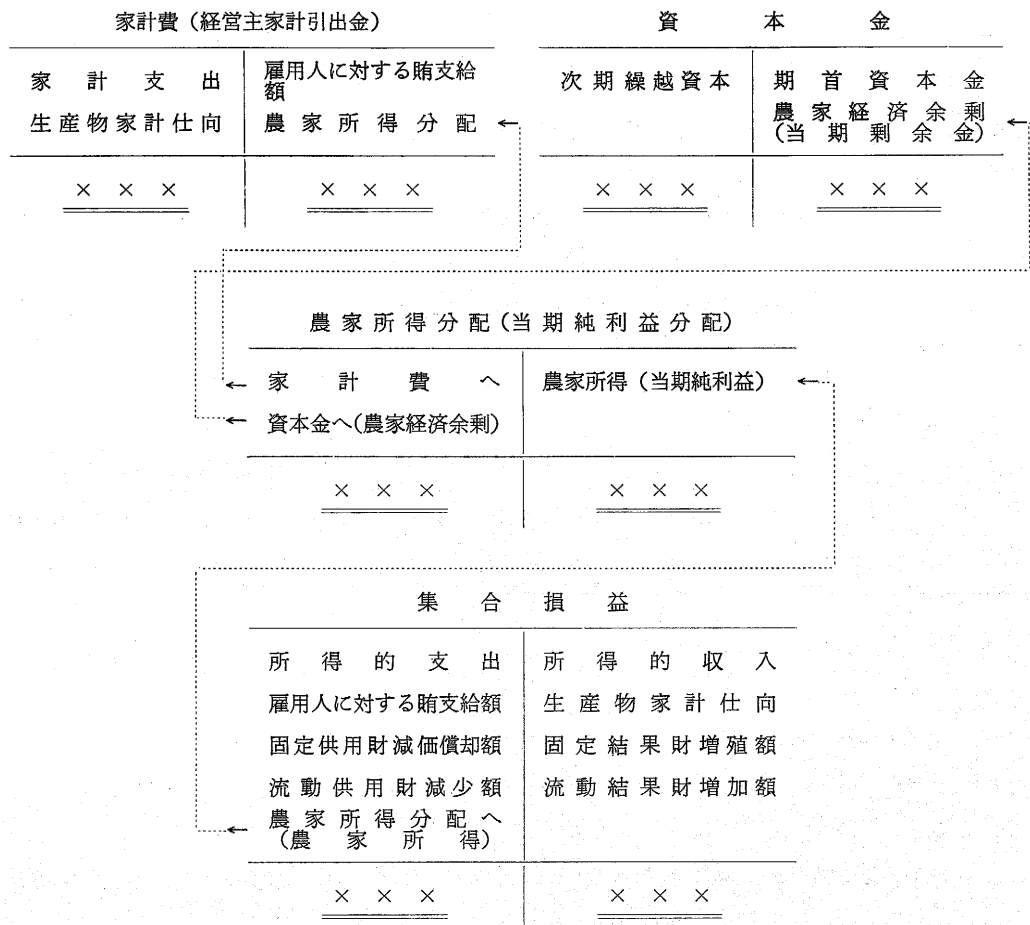
となり、期末において

(資 本 金) ××× (経営主家計) ×××

として経営主家計勘定の残高(純引出額)は資本金勘定に振替えられ、資本の減少をもたらす。

つぎに、家計費を資本金から直接引出す上記の方法に対して、家計費は農業経営の当期純利益(農業所得)の中から引出される(実際には所得が得られるまでは繰越資本のくいつぶしである)ものとする考え方もできよう。この場合には、別に当期純利益分配勘定という仮勘定を

自計式農家経済簿記の複式簿記的図解



設け、この勘定において当期純利益を家計引出し分と増資または減資分に振分けられる。すなわち資本金の相殺勘定であった引出金勘定を、当期純利益（農業所得）の相殺勘定として取扱うことになる。この当期純利益分配勘定は広義の資本勘定系列に属するものであるから、この処理方法は上記松沢教授の分類による資本系列に属するものとみてよい。

例えば、自計式農家経済簿は単記式簿記様式ではあるけれども、その決算方法からみて上記のような処理方法が成り立つものとする。これを図示すれば前ページのとおりである。

図解にみられるように、農家所得分配勘定に対して、集合損益勘定から農家所得（当期純利益）を、経営主家計引出金勘定から家計費を振替える。そして農家所得から家計費を差引くことによって農家経済余剰（当期剰余金）を算出し、この農家経済余剰を当該年度の純増資額（経済余剰が赤字の場合は純減資額）として資本金勘定に振替えられ貸記される。

この処理方法の特徴は、家計費を控除した農家経済余剰を以って、農家経済活動の最終成果とみなす農家の現実的感覚に適合する方法である。さらにまた、松沢教授が家計引出金を資本勘定系列として取扱う場合には、貸借対照表の貸方側に（負）の家計引出しをせねばならないという欠点を指摘されておられるが、この処理方法によればこの欠点を避けることができる。

2) 資産系列に含ませる方法

この方法は、家計への引出しを行う場合に資産系列の中に仮払金、前渡金あるいは貸付金等の仮勘定を設けてここに借記し、期末において資本金に振替える方法である。但し松沢教授は資本金に振替える時点を、B/S、P/Lの作成により経営決算の目的を達成してから、すなわち決算と次期開始仕訳の中間に挿入するか、あるいは開始仕訳後に最初の取引として行えばよいとされており、筆者と振替時点を異にしている。この資産系列での取扱いが適すると考えられるのは次のような場合である。

(1) 一般に家計への引出しは、月々の投入労働とは無関係に引出されるが、家族労働費を経営費として計上しようとする場合には、期末においてその見積の額を家計引出金の中から家族労働費勘定へ振替えることが必要となろう。この場合、家族労働費の振替対象となる家計引出金は、帰属する勘定科目または金額が未だ正確に定まらない仮払い金的なものであるがゆえに、資産系列において例えば経営主仮払金として取扱うことが適当と考える。これを資本系列で扱うことも不可能ではないが、費用の増加と資本の増加（減資の減少）となり、一般農家には前者よりも理解に難がある。

資産系列で家計引出しを処理する場合には、

現金引出……(経営主仮払金) ××× (現金) ×××

となり、期末において家族労賃見積り額は経営主仮払金勘定から経営費（家族労働費）勘定へ振替える。さらに経営主仮払金勘定の残高はすべて資本金勘定に振替え、この勘定を解消する。

労賃への振替……(経営費<家族労働費) ××× (経営主仮払金) ×××
 資本金への振替……(資 本 金) ××× (経営主仮払金) ×××

この際、家族労働費振替後の経営主仮払金残高が借方(経営主仮払金>家族労働費)にある場合には減資となり、貸方残(経営主仮払金<家族労働費)の場合には増資となる。

なお、このような家族労賃の計上がみられるのは、青色申告の場合の青色専従者または事業主給与の計上、生産物原価計算、企業的経営分析等を必要とする場合である。

(2) 農業経営と農外・家計経済面との分離後においても、相手方経済面の費用や収益が頻繁に出し入れされる場合(両者の共通経費等の関係から多少にかかわらず存在する)に、相手方経済面に対する現金の立替え分を増資減資とするよりも、一般的な考え方から、仮受けまたは仮払いという貸借的な理解が適すると思われる。例えば、農業経営の所有する農協当座貯金から家計用品が購入されたり、電気代、電話料、水道料、固定資産税等の共通経営を支払ったり、さらに経営主が農業経営の財布からたばこ銭を持出すなどは両経済間における一時的な貸借の発生とみるのが理解のうえに適切である。したがって、家計引出勘定を、これら貸借を処理できる資産系列の勘定として、例えば経営主貸付金という仮勘定を設けて処理することが望ましい。そしてこの経営主貸付金は返済されざる貸付金であるから、期末において金額資本金勘定に振替える。

なおこの場合の考え方は、両者の間に貸借が発生すれば資産系列に入れねばならないとするものではなく、特に貸借が多く発生する場合に、資産系列扱いよりも理解のうえにより適するのではないかと思われる。

5 む す び

農業経営の規模が拡大され企業性格をもつようになって以来、農業簿記の記帳面においても農家所得経済面(または農業経営)と家計経済面とに分離し、特に前者の経済活動を把握しようとする動きが特定農家の間で急速に高まってきている。しかし、この分離の方法は未だ熟してはおらず、複式農業簿記においても、農業面だけを把握対象とする農業経営独立的分離論であったり、単式簿記においても、農家財産はもちろんのこと財布まで未分離のまま記帳面のみ分離している場合がみられる。

本稿のねらいは、このような現状からまず単式簿記における分離の方法とその取扱方法を第2、3節において検討を試みた。しかしこれら分離が現実が必要となるのは、複式農業簿記を採用しようとする企業的経営である。したがって、本稿においても複式農業簿記の取扱方法を避けて通ることはできなくなり、第4節においてこの問題を取り上げてみた。

桂 利夫：農家經濟の經營・農外・家計分離に関する簿記的取扱いについて

参 考 文 献

- 松沢盛茂著『複式農業簿記における家計費の取扱いについて』農林業問題研究 第28号
加用信文著『農業複式簿記の理論的構造』農村研究 第37号
大槻・桑原・菊地共著『農業簿記精鋭』昭和47年 富民協会
青山楚一著『複式簿記原理』昭和41年 税務經理協会
阿部亮耳著『農業經營複式簿記』昭和47年 明文書房
田中義英著『複式農業簿記』昭和42年 産業図書
倉田 貞著『実務複式農業簿記』昭和47年 明文書房